

令和 3 年 6 月 8 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等の従事者等の検査については、令和 3 年 3 月 31 日付「4 月以降の高齢者施設等の検査について」(健Ⅱ 587F) (介 228) 等をもって、特定都道府県並びに特定都道府県の管内にある保健所設置市及び特別区における、感染多数地域における高齢者施設の従業者等の検査の集中的実施計画の策定及び実施についてご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 3 年 5 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定)において、集中的実施計画における対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)第 24 条第 9 項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる旨の事務連絡が発出されました。

特措法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応方法等については、下記の通りとのことです。

1. 特措法に基づく高齢者施設等に対する受検の協力要請

- 集中的検査計画を策定している都道府県において、当該高齢者施設等の事業者に対して、当該受検の協力の要請が行われるよう要請。

2. 協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等

- 1 の協力要請がなされた高齢者施設等であって検査を受検しない施設等がある場合は、当該施設等に対し、検査の趣旨や意義、支援策等の周知とともに、受検しない事情、理由等について個別に確認を行うこと。
- 確認の結果、個別の事情も踏まえて相談に応じる等の必要な対応を行った上で、正当な理由なく、検査を受検しない施設等に対して、受検を指導すること。
- 正当な理由については、個別の事情に応じて判断いただきたいが、例えば、集中的検査計画とは別の枠組み(別の機関等)で定期的な検査を受検して

いる等が考えられる。

なお、4～6月の集中的検査については、25都道府県における対象市町村（参考資料「集中的実施計画」リストをご参照ください。）となっております。該当の都道府県医師会におかれましては、本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後の集中的検査の方針については、追って示されるとのことです。

記

（添付資料）

- 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について
（令3.5.28 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について
（令3.5.28 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

- 参考資料「集中的実施計画」（厚生労働省資料）

以上

事務連絡
令和3年5月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させるとされました。

これらを踏まえ、集中的検査の対象施設の拡大等について、別紙のとおり、考え方が示されておりますので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について」
（令和3年5月28日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしており、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしており、多くの都道府県等において集中的検査の取組を進めていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させるとされたこと等を踏まえ、集中的検査の対象施設の拡大等について、下記のとおり、考え方をお示ししますので、引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 集中的検査の対象範囲の拡大

これまで、集中的検査の対象施設については、いわゆる入所系の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）を基本として、実施していただいておりますが、今般の基本的対処方針の改訂を踏まえ、今後は、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系の事業所も対象とすることを検討してください。

2. 今後の高齢者施設等の集中的検査について

本年2月以降、地域の感染状況等に応じて、多くの都道府県等において集中的実施計画の策定・実施を行っていただいておりますが、今後の集中的検査の方針については、追ってお示しいたしますので、地域の感染状況等に応じて、必要な準備等を行っていただくようお願いいたします。

以上

事務連絡
令和3年5月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した
高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、集中的実施計画における対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させることとされました。

これを踏まえ、特措法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応方法等について、別紙のとおり都道府県等にお示ししておりますので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について」（令和3年5月28日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

事務連絡
令和3年5月28日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
老健局高齢者支援課
老健局認知症施策・地域介護推進課
老健局老人保健課

新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した
高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、集中的実施計画における対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させることとされました。

これを踏まえ、特措法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応方法等を下記のとおりお示ししますので、既にお示ししている検査の意義や支援策（高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について（令和3年5月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡））等と併せて、対象となる高齢者施設等に対して、集中的検査の受検について積極的に働きかけを行っていただき、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくよう一層の取組をお願いいたします。

記

1. 特措法に基づく高齢者施設等に対する受検の協力要請

- 集中的検査計画を策定している都道府県において、感染症対策の観点から集中的検査の受検を求める高齢者施設等を定め、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」（令和3年5月18日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）【別添】を踏まえ、当該高齢者施設等の事業者に対して、当該受検の協力の要請を行うこと。

2. 協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等

- 1の協力要請がなされた高齢者施設等であって検査を受検しない施設等がある場合は、当該施設等に対し、検査の趣旨や意義、支援策等の周知とともに、受検しない事情、理由等について個別に確認を行うこと。
- 確認の結果、個別の事情も踏まえて相談に応じる等の必要な対応を行った上で、正当な理由なく、検査を受検しない施設等に対して、受検を指導すること。
- なお、正当な理由については、個別の事情に応じて判断いただきたいが、例えば、集中的検査計画とは別の枠組み（別の機関等）で定期的な検査を受検している等が考えられる。

3. 備考

- 都道府県における協力要請等の例
特措法に基づく受検の協力要請、協力要請と連携した対応等の例を示すので、適宜参考とすること。

<埼玉県>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/189373/koufuku171-1.pdf>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/189373/kouhuku171-2.pdf>

<千葉県>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/infureenza/documents/418pcr.pdf>

<石川県>

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/koureisyasisetutoukennsa.html>

(以上)

【別添】

事務連絡
令和3年5月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしております。

直近の感染状況については、新規感染者数は、引き続き、高い水準で推移しており、重症者数や死亡者数も増加しています。重症者数や死亡者数は、更に増加する可能性が高いと専門家から評価（5月12日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード）されており、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を講じるべき区域も拡大している状況です。こうした状況の中、感染拡大地域等においては、高齢者施設等の大規模なクラスターが複数発生していることが確認されており、高齢者施設等での感染防止や早期対応は一層重要となっています。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月14日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開等を通じ、検査を受ける施設を増加させることとされました。これを踏まえ、特措法の協力要請に関する基本的な考え方を下記のとおりお示ししますので、既にお示ししている好事例（高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について（要請）（令和3年5月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））を参考とした取組と併せて、対象となる高齢者施設等に対して、集中的検査の受検について働きかけをさらに強めていただき、できる限り多くの高齢者施設等に定期的な検査を実施していただくよう一層の取組をお願いいたします。

記

1. 特措法に基づく高齢者施設等に対する受検の協力要請

集中的検査計画を策定している都道府県において、地域の感染状況等に応じて、高齢者施設等の事業者に対して、集中的検査を受けるよう特措法第24条第9項に基づく協力の要請を行うことを要請します。また、都道府県内において、都道府県とは別に保健所設置市単位で集中的検査計画を策定している市がある場合は、当該市と連携の上、都道府県において特措法第24条第9項に基づく協力の要請を行うことを要請します。

2. 特措法に基づく協力要請の方法

特措法第24条第9項に基づく協力要請を行う際は、例えば、下記のような方法により行ってください。なお、記載している例に限らず、地域の実情に応じた効果的な手法により、協力要請を行っていただいて差し支えありません。

①都道府県のホームページ等における周知徹底

高齢者施設等の事業者に対し、特措法に基づき、協力要請を行う旨を、都道府県のホームページ等において公表するとともに、より効果的に行うため、知事の記者会見等、幅広く周知できる機会を捉えて周知する。

②受検していない施設の事業者に対する個別の通知等

集中的検査を受検していない高齢者施設等の事業者に対して、都道府県から、特措法に基づき受検を要請する通知を发出する。また、高齢者施設等の種別毎の受検状況を把握し、受検率が低い種別の高齢者施設等の関係団体に対して、協力要請を行っている旨を通知し、協力を促す。

(参考1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月14日変更)

令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、4月から6月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求める。併せて、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。

以上

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
札幌市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	札幌市	高齢者施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム 障がい者施設：障がい者施設支援・障害児入所支援施設・養護学校 医療機関：療養型医療機関、精神科医療機関、透析医療機関	法人に直接雇用されている方（事務職員も含む）＋入院患者・入所者等に接触するおそれのある委託職員	個別検体によるPCR検査及び抗原定量検査	令和3年4月1日～9月30日	月1回	585	404	32	149
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月12日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—
宮城県	仙台市を除く宮城県全域	入所型高齢者施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)、障害者施設	施設従事者（派遣、委託職員を含む）	抗原定性検査	令和3年4月16日～6月30日	1週間に1回（1人あたり10回）	725	610	115	—
仙台市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	市全域	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所 【障害者施設】 障害者支援施設（入所）	施設従事者(常勤・非常勤、派遣職員を問わず入居(利用)者と直接接する者を含む)	PCR検査又は抗原定量検査	令和3年4月中旬以降～6月30日	おおよそ1週間に1回程度	480	464	16	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月5日～5月11日	同上	同上	同上	同上	—
福島県	感染拡大地域	高齢者施設等	施設職員等（直接処遇職員、事務職員、委託職員等）	PCR検査	令和3年4月1日～6月30日	感染状況を踏まえながら検討	445	418	27	—
福島市	福島市内	高齢者および障がい者入所施設	上記施設職員(直接処遇職員・事務職員・委託職員など)	唾液検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	期間内に1回	未定			

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
群馬県	県内全市町村（中核市を除く）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び障害児者入所施設等	施設の従事者	抗原定性検査	令和3年4月16日～6月30日（予定）	原則として2週間に1回	876	839	37	—
埼玉県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全域（政令・中核市を除く）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム 障害者支援施設及び共同生活援助事業所（グループホーム）	従事者（事務職員、委託職員、派遣職員、運転手なども含む）及び新規入所者	個体検体によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	2週間に1回程度（期間中に5回）	1,857	1,457	400	—
まん延防止等重点措置分	所沢市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	同上	同上	同上	令和3年4月28日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
さいたま市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	さいたま市内全域	①入所型高齢者施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型事業所） ②障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所、生活ホーム	①②ともに、上記施設の従事者（事務職員、委託・派遣職員等を含む）及び新規入所者	PCR検査（プール方式）	令和3年4月下旬～6月30日（予定）	2週間に1回	646	512	134	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月20日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—
川越市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	川越市内全域	[高齢者施設] ・介護老人福祉施設☒地域密着型介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所・短期入所生活介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅・生活支援ハウス [障害者施設] ・障害者支援施設・障害者グループホーム	施設従事者（委託・派遣含む）、新規入所者	個別検体によるPCR検査（唾液採取方法）	令和3年4月26日～6月30日（予定）	2週間に1回程度（計画期間内に1人5回予定）	127	98	29	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月28日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
川口市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	川口市	・特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・介護老人保健施設・短期入所療養介護 ・介護医療院・介護療養型医療施設・特定施設入居者生活介護・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・養護老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ・障害者支援施設（入所施設、グループホームなど）	施設で勤務する従事者の全数もしくは一部及び新規入所者 （雇用形態は問わず、派遣、委託職員も含む。）	検査キットによるPCR検査（プーリング方式）	令和3年4月1日～6月30日 ※障害者施設については、4月12日～6月30日	2週間に1回程度 （計画期間に1人5回）	299	234	65	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月20日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—
越谷市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	越谷市	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム 障害者支援施設及び共同生活援助事業所（グループホーム）	介護職員のほか、事務職員、調理員、清掃員、運転手等の職員も含む ※障害者施設については、新規入居者にも実施	PCR検査	令和3年4月1日から令和3年6月30日 ※障害者施設は、4月下旬～6月30日	2週間に1回程度 （期間中、1施設5回の検査）	115	92	23	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月28日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—
千葉県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全域 （政令市・中核市除く）	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、障害者支援施設、救護施設	対象施設職員（事務職員、委託職員、併設事業所等の職員なども含む）	唾液PCR検査	令和3年4月1日～6月30日	月1回	1,600	1,500	100	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	市川市、 松戸市、 浦安市	同上	同上	同上	令和3年4月20日 ～5月31日	2週に1回程度 (5月は月2回。 6月はまん延防止等重点措置区域指定の継続次第による)	308	305	3	—
まん延防止等重点措置分	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、野田市、流山市、我孫子市	同上	同上	同上	令和3年4月28日 ～5月11日	2週に1回程度 (5月は月2回。 6月はまん延防止等重点措置区域指定の継続次第による)	301	295	6	—
千葉市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	市内全域 (千葉市保健所管轄区域)	高齢者入所系・居住系施設、通所系・訪問系事業所および居宅介護支援事業所並びに障害者入所系・居住系施設、通所系・訪問系事業所および計画相談事業所並びに救護施設	対象施設等の全従事者（介護・看護従事者だけでなく、事務、清掃、警備、調理など含む） (最大約27,000人（高齢：約23,570人 障害：約3,400人 生活保護：約30人）)	個体検体によるPCR検査	令和3年4月1日 ～令和3年6月30日	月1回	2,000	1,380	620	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月28日 ～5月11日	2週に1回程度 (5月は月2回。 6月はまん延防止等重点措置区域指定の継続次第による)	2,000	1,380	620	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
船橋市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	市全域	○高齢者施設 ・入所系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム（サービス付高齢者住宅含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護（単独事業所）） ・通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護） ○障害者施設 ・入所系サービス（障害者支援施設、共同生活援助、短期入所） ・通所系サービス（生活介護、就労継続支援、就労	介護職員、事務職員等	抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）または個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	月1回	552	387	165	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年4月20日～5月31日	2週間に1回程度（5月のみ月2回）	552	387	165	—
柏市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	柏市内	《高齢者施設》特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入所者生活介護、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム 《障害者施設》施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練 《医療機関》病院、有床診療所	対象施設職員（事務職員、委託職員なども含む）	唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	1～2カ月に1回	193	136	37	20
まん延防止等重点措置分	同上	特別養護老人ホーム（広域型のみ）	同上	抗原検査法（簡易キット、鼻腔ぬぐい）による検査	令和3年4月20日～5月31日	2週間に1回程度（期間中に1～2回）	18	18	0	0

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
東京都 ※緊急事態措置を講ずべき区域	都全域	<p>【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、介護療養型医療施設、有料老人ホーム（※）、サービス付き高齢者向け住宅（※）、軽費老人ホーム（※）、認知症高齢者グループホーム ※特定施設入居者生活介護のみ</p> <p>【障害者（児）施設】 障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設</p> <p>【医療機関】 精神・療養病床などを有する医療機関</p>	従事者（各施設の判断により直接処遇職員以外を対象とすることも可）	個別検体によるPCR検査等	令和3年4月1日～6月30日	月1回程度 医療機関は週1回を検討	2,745	2,335	114	296
緊急事態措置・まん延防止等重点措置分	23区、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、八王子市、町田市	同上	同上	同上	<p>【まん延防止等重点措置】令和3年4月12日～4月24日</p> <p>【緊急事態措置】4月25日～5月31日</p>	週1回程度 ※措置区域外も含め都全域で実施	同上	同上	同上	同上
神奈川県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県全域	<p>【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、居宅介護支援事業所</p> <p>【障害者（児）施設】 障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護（病院）、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p>	従事者	個別検体によるPCR検査	令和3年4月下旬～6月30日	1週間に1回	17,100	12,349	4,751	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	横浜市、川崎市、相模原市	同上	同上	同上	令和3年4月20日～5月31日	同上	【精査中】			
まん延防止等重点措置分	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	同上	同上	同上	令和3年4月28日～5月31日	同上	【精査中】			
まん延防止等重点措置分	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	同上	同上	同上	令和3年5月12日～5月31日	同上	【精査中】			
岐阜県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県内全域（保健所設置市を除く）	高齢者入所施設及び障がい者入所施設 【高齢者入所施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス 【障がい者入所施設】 障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設	①施設職員のうち利用者と接する職員 ②施設外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員	簡易キットによる抗原定性検査又は唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	2週間に1回程度（抗原定性検査期間中各施設4回まで、PCR検査期間中各施設2回まで）	900	760	140	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
まん延防止等重点措置分	大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽鳥市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠	同上	同上	同上	令和3年5月9日～5月31日	2週間に1回程度	500	420	80	—
岐阜市 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	岐阜市全域	高齢者入所施設及び障がい者入所施設 【高齢者入所施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス 【障がい者入所施設】 障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施	①施設職員のうち利用者と接する職員 ②施設外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員	唾液によるPCR検査	令和3年4月28日～6月30日	PCR検査 期間中2回まで	267	234	33	—
まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	令和3年5月12日～5月31日	2週間に1回程度	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
愛知県	愛知県全域（保健所設置市を除く）	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（地域密着型を含む） （障害者施設等） 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム、救護施設	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査	令和3年5月12日～6月30日	週1回程度（期間中1人最大6回まで）	1,434	1,147	287	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—
名古屋市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	名古屋市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、 介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、有料老人ホーム（住宅型のみ）、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス （障害者施設等） 障害（児）者支援施設、障害者グループホーム、福祉ホーム、救護施設	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査	令和3年5月10日～6月30日	週1回程度（期間中1人最大8回まで）	1,223	962	261	—
緊急事態措置・まん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月20日～5月11日 【緊急事態措置】5月12日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
豊橋市	豊橋市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（障害者施設） 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査	令和3年4月下旬～6月30日	月1回程度（期間中1人最大2回まで）	143	103	40	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	週1回程度（最大6回）	同上	同上	同上	—
岡崎市	岡崎市内全域	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、障がい（児）者入所施設、障がい者グループホーム等	施設従事者	PCR検査	令和3年5月中旬～6月30日	週1回程度（期間中最大6回）	121	98	23	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	週1回程度（期間中最大4回）	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
豊田市	豊田市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（地域密着型を含む） （障害者施設等） 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム等	施設職員（従事者）全員 約4千人	個別検体によるPCR	令和3年5月12日～6月30日	月1回程度（期間中1人最大2回まで）	136	108	28	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	週1回（最大6回）	同上	同上	同上	—
一宮市	一宮市全域	（高齢者施設） 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入所者生活介護（地域密着型を含む） （障害者施設等） 障害（児）者入所施設、障害者グループホーム、救護施設	施設職員（職種、雇用形態は問わない）	PCR検査、抗原定量検査のいずれか	令和3年5月中旬～6月30日	週1回程度（期間中1人最大6回まで）	152	130	22	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
三重県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市	高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護事業所障がい者施設：短期入所、施設入所支援、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設	施設従事者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員等及び当該施設で業務を行う併設施設の従事者を含む）	唾液を用いたPCR検査	令和3年5月12日～6月30日	2週間に1回程度	758	646	112	—
まん延防止等重点措置分	上記から津市を除いた地域	同上	同上	同上	令和3年5月12日～5月31日	概ね1週間に1回程度	558	484	74	—
京都府	全府域（京都市を除く）	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入所者生活介護 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅、障害者・児入所施設	上記施設に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む）	PCR検査	令和3年4月下旬～6月30日	月1回程度（期間中）	437	401	36	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
京都市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	京都市域	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護	施設従事者及び入所者	個別検体によるPCR検査	令和3年4月26日～6月30日	感染状況等を踏まえ設定	512	512	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～5月31日	週に1回程度	同上	同上	—	—
大阪府	府保健所が管轄する地域	【高齢者施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む） 【障がい者施設】 障がい者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む） 【保護施設】 救護施設	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む。常勤・非常勤を問わず。	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月5日～6月30日	2週間に1回	約1450	約1100	約350	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
大阪市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	大阪市内	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅 【障がい者施設】 障がい者支援施設、障害児入所施設（医療型）、障害児入所施設（福祉型）の全部、共同生活援助、宿泊型自立訓練、療養介護	従事者 ※常勤・非常勤、介護職員・事務職員等を問わず、対象施設で勤務するすべての者（対象施設で、調理や清掃を行う受託業者の者を含む）	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	・概ね2週間に1回 ・6回まで	1,400	1,100	300	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム	同上	同上	【まん延防止等重点措置】 令和3年4月12日～4月24日 【緊急事態措置】 令和3年4月25日～5月31日	概ね1週間に1回	159	159	—	—
堺市	堺市内	【高齢者施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 ※併設する通所・短期入所サービスを含む 【障がい者施設】 障害者支援施設、共同生活援助事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、福祉ホーム ※併設する通所・短期入所サービスを含む 【保護施設】 救護施設	従事者 ※対象施設内で勤務する職員で、利用者と直接接する、施設内で一定時間業務に従事する等、感染防止対策のため施設が必要と認める者。（職種や常勤・非常勤の別、施設運営法人との雇用関係の有無は問わない。）	個別検体によるPCR検査若しくは検体プール検査法によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	月1回程度（感染拡大期に集中的に検査を実施（1回目：4月中旬 2回目：5月中旬 3回目：6月中）	444	356	88	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
東大阪市	東大阪市内	<p>【高齢者施設】介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション</p> <p>【障害者施設】障害者支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、日中短期入所、地域活動センター（Ⅰ型・Ⅲ型）、医療型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>【保護施設】救護施設</p>	<p>従事者</p> <p>※利用者と日常的に接する職員（職種は限定せず、委託職員も含む）</p>	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月12日～6月30日	2週間に1回	955	540	415	—
高槻市	高槻市内	<p>高齢者入所施設、障がい者入所施設、救護施設</p>	<p>入所者・従事者</p> <p>※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む</p>	<p>個別検体による検査</p> <p>①及び②の併用（①鼻腔ぬぐい液による抗原検査（スクリーニング）②唾液採取によるPCR（①の結果による追加確定検査））</p>	令和3年4月上旬～6月末（予定）	1週間に1回	137	124	13	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
枚方市	枚方市内	<p>【高齢者施設】 ・特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 ・特定施設入居者生活介護事業所・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・養護老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護事業所・通所介護・小規模多機能型居宅介護 ・通所リハビリテーション（みなし、介護医療院を除く）、短期入所生活介護(単独型)</p> <p>【障害者施設】 ・障害者支援施設・グループホーム・生活介護・短期入所・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）</p>	従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月5日～6月30日	2週間に1回	489	340	149	—
八尾市	八尾市内	<p>【高齢者入所施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅</p> <p>【障がい者入所施設】 障がい者支援施設、共同生活援助事業所</p> <p>【児童施設】 児童養護施設</p>	従事者 ※直接処遇以外の職員も含む	個別検体による抗原定量及びPCR検査	令和3年5月～6月30日	期間内に1回	167	142	24	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
寝屋川市	寝屋川市内		従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む	個別検体によるPCR検査（唾液）	令和3年4月1日～6月30日	概ね2週間に1度	21（5月から53予定）	19（5月から51予定）	2	—
吹田市	吹田市内	(1) 高齢者及び障がい者の入所施設及び居宅サービス等事業者 (2) 大学施設	(1) 従事者 ※直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も含む (2) 大学職員、学生	検体プール検査法によるPCR検査（唾液）	(1) 令和3年4月1日～6月30日 (2) 令和3年5月1日～6月30日	それぞれ期間内に1回	876	558	318	—
兵庫県 ※緊急事態措置を講ずべき区域	県内全域（保健所設置市を除く）	[高齢者入所施設] 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 [障害者入所施設] 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、宿泊型自立訓練	従事者（対象施設またはその併設施設に勤務し、利用者と接する職員を対象とし、直接処遇職員か否かを問わない）	個別検体によるTMA法（予定）	令和3年4月～6月30日	3月末までの集中的実施計画以外の対象者について1回実施することとし、その後の対応については、検査の実施結果や県内の感染状況等を踏まえて検討	1,159	931	228	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	芦屋保健所管内	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～5月31日	重点措置区域における対象者には、月2回程度の実施を目指す。	41	35	6	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	宝塚・伊丹保健所管内	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月22日～4月24日 【緊急事態措置】4月25日～5月31日	同上	262	199	63	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
神戸市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	神戸市全域	(1)高齢入所施設：特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護（グループホーム） (2)障害入所施設：施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助（グループホーム） (3)高齢通所施設：通所介護（デイサービス）、通所リハ、地域密着通所 (4)障害通所施設：生活介護（デイサービス）、短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)、就労移行支援	直接処遇職員	唾液によるPCR検査	令和3年4月1日～	月1回程度のペースで定期的実施	1,606	1,005	601	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～5月31日	同上	同上	同上	同上	—
姫路市	市内全域	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者施設入所支援を実施する障害者施設	新規入所者、新規入職者	個別検体（唾液）によるPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	新規入所及び新規入職の都度	219	209	10	—
尼崎市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	尼崎市	高齢者施設	高齢者施設等の従事者約3,000人	PCR検査（唾液採取・プール法）	令和3年4月1日～6月30日	2週間毎に一定割合（約15%）の検査を順次実施	110	110	—	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～5月31日	同上	同上	同上	—	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
明石市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	明石市内	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護、障害者支援施設	従事者	個別検体によるPCR検査又は抗原定性検査	令和3年4月1日～6月30日	月1回	62	60	2	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月22日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～5月31日	2週間に1回程度	同上	同上	同上	—
西宮市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	西宮市	介護事業所、高齢者施設、障害者施設	従事者（事務職員、委託業者職員等、対象事業所に勤務する全ての従事者）	個別検体による抗原定量検査	令和3年4月1日～6月30日	週に1回最大200人に実施	1,053	759	294	—
緊急事態措置及びまん延防止等重点措置分	同上	同上	同上	同上	【まん延防止等重点措置】令和3年4月5日～4月24日 【緊急事態措置】令和3年4月25日～5月31日	週に1回最大1000人に実施	同上	同上	同上	—
鳥取県	鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、救護施設、障がい者支援施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする	個別検体によるPCR検査又は抗原定量検査	令和3年4月1日～6月30日	感染状況を踏まえて随時判断	382	361	21	0
島根県	県下各保健所（7カ所）※感染状況を踏まえて随時判断	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、障がい者支援施設	直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする	個別検体によるPCR検査又は抗原定量検査	感染状況を踏まえて随時判断	感染状況を踏まえて随時判断	510	481	29	0

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
広島県	県内全域	高齢者施設等：特別養護老人ホーム，地域密着型特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，介護医療院，障害者入所施設，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設 医療従事者：入院協力医療機関，帰国者接触外来	高齢者施設等：施設に勤務する全職員（事務職員，運転手，非常勤職員，派遣職員，施設内で勤務する委託業者の職員を含む） 医療従事者：施設に勤務する全職員（事務職員等の職員を含み，対象者は医療機関が判断する）	PCR検査，抗原定量検査	令和3年4月1日～7月31日	2週間に1回程度（月2回）	525	389	86	50
山口県	○6市（感染拡大地域：岩国市、周南市、山口市、宇部市、山陽小野田市、下関市） ○6市以外の市町（6市以外の13市町）	介護保険施設特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、介護療養型医療施設、介護医療院 障害者福祉施設障害者支援施設（入所施設）、共同生活支援事業所、自立訓練事業所（宿泊型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 医療機関精神科入院医療機関、療養型入院医療機関	施設従事者※施設に勤務する事務職員、給食職員、運転職員などを含む	唾液採取によるPCR検査（プール法含む）※民間検査機関を活用予定（業務委託）	令和3年4月1日～6月30日	計画期間中1施設あたり、1回	454	288	101	65
香川県	香川県全域（高松市を除く）	1. 高齢者施設 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 2. 障害者施設 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、救護施設	業務を通じて入所系施設の入所者に感染させるリスクのある職員で無症状の方	唾液を用いたPCR検査	令和3年3月29日～4月30日	計画期間中1施設あたり、1回	376	340	36	

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）		
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関
高松市	高松市	1. 高齢者施設 特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 2. 障害者施設 障害者支援施設、共同生活援助、療養介護	業務を通じて入所系施設の入所者に感染させるリスクのある職員で無症状の方	個別検体によるPCR検査	令和3年4月19日～6月30日	月1回程度（期間中に3回まで）	306	274	32
愛媛県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	松山市、新居浜市、西条市及び宇和島市	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム等	施設の職員	PCR検査	令和3年4月12日～6月30日	1回	571	571	—
まん延防止等重点措置分	松山市	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム	同上	同上	令和3年4月25日～5月31日	特別養護老人ホームについては、2回目を実施	174	174	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
高知県	人口10万人あたりの直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上となった保健所圏域	入所型の高齢者施設、障害者施設、医療機関(有床)	以下に掲げる者のうち、クラスター対策のために検査を行うことが必要であると施設の管理者が判断する者 ・直接入所者に接する可能性のある職員 ・外部と接触のある新規入所者 (職員には事務職員も含む。具体的な範囲は、業務内容、十分な感染対策がとれるかなどを総合的に勘案し、施設の管理者において対象者の範囲を判断すること。)	当該保健所や施設管理者等と協議をしたうえで、民間検査機関に委託して、PCR検査(個別又はプール検査)又は抗原定量検査を実施する。	令和3年4月1日～6月30日	・各保健所圏域で、人口10万人あたりの直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上となった日(基準日)の翌日から起算して2週間以内に管内の対象施設の対象者に1回の検査を実施する。 ・基準日の翌日から起算して14日を経過した日において、直近14日間の感染経路不明の新規感染者数が10人以上の場合についても同じ取扱い	707	428	88	191
福岡県	保健所設置市(北九州市、福岡市、久留米市)を除く、県内全域	<高齢者施設> (1)介護老人福祉施設(地域密着型含む)、(2)介護老人保健施設、(3)介護療養型医療施設、(4)介護医療院、(5)軽費老人ホーム、(6)養護老人ホーム、(7)有料老人ホーム、(8)認知症対応型共同生活介護、(9)短期入所生活介護、(10)短期入所療養介護、(11)小規模多機能型居宅介護、(12)看護小規模多機能型居宅介護 <障がい者施設> (1)施設入所支援、(2)共同生活援助、(3)福祉型障がい児入所施設、(4)医療型障がい児入所施設、(5)短期入所	施設入所者と接する業務に従事する職員 (入所者と接する可能性のある職員を幅広く対象とし、資格や職種、雇用形態等(正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣職員等)は問わない。)	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	1施設3回を上限(月1回程度)	2,524	1,912	612	—
緊急事態措置分	同上	同上	同上	同上	【緊急事態措置】5月12日～5月31日	月3回を上限(週1回程度)【5月分】	同上	同上	同上	—

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
福岡市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	福岡市内全域	・高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム 他） ・障がい者施設等（障がい者支援施設、共同生活援助事業所、放課後等デイサービス事業所 他） ・病院、診療所（医科診療所、歯科診療所）、助産所	対象施設の従事者（事務職員、委託職員なども含む）	抗原定性検査	令和3年4月中～6月30日	検討中	6,581	2,600	1,175	2,806
緊急事態措置分	同上	【要請中】	【要請中】	【要請中】	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	【要請中】	【精査中】			
北九州市	北九州市全域	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、通所系・訪問系等の全ての在宅介護サービス 障害者支援施設、療養介護事業所、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、グループホーム、通所系（障害児を除く）・訪問系等の障害福祉サービス	従事者及び利用者	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	1施設ごとに1月1回程度	2,798	2,110	688	0

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
久留米市 ※緊急事態措置を講ずべき区域	久留米市	ア. 市内介護施設等（入所、居宅、通所、訪問系全て含む） イ. 市内高齢者施設等（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス） ウ. 障害者施設等（入所、共同生活援助、通所、居宅、相談支援事業所） エ. 市内幼稚園・保育所・認定子ども園・学童保育所等 オ. 市内小学校・中学校・特別支援学校等（公立、私立）	施設従事職員	唾液を用いたPCR検査	令和3年4月1日～6月30日	6月末までに基本的に1施設1回を上限として実施	980	780	200	—
緊急事態措置分	同上	【要請中】	【要請中】	【要請中】	【緊急事態措置】 5月12日～5月31日	【要請中】	【精査中】			
長崎県	長崎県下一円	入所系高齢者施設等	職員	PCR検査	4月～6月	週1回を2回実施予定	497	404	93	-
宮崎県	宮崎市除く	高齢者施設	高齢者入所施設職員（主に有料老人ホーム）	PCR検査	感染者が増加しつつある時	原則1回～2回	136	136	0	0
宮崎市	宮崎市	①高齢者施設（入所施設） 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム ②障がい者施設（入所施設） 障がい者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム	①直接処遇職員 ②直接処遇職員・事務職員	抗原定性検査	令和3年5月～6月	期間中1回	299	260	39	0

集中的実施計画

団体名称	対象地域	対象施設種別	対象者	検査方法	計画期間	検査の頻度	対象施設数（予定）			
							うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関	
沖縄県 ※まん延防止等重点措置を講ずべき区域	県全域	①介護サービス事業所・施設（30種別） ②障害者福祉サービス施設・事業所（30種別） ③重点医療機関、検査協力医療機関、診療・検査医療機関 ④慢性期病棟を有する医療機関、精神科病院	①、②：利用者と接触する職員（事務員、委託職員含む） ③新型コロナウイルス感染症患者等に対応する職員（事務員、委託職員含む） ④該当する病棟に従事する職員（事務員、委託職員含む）	原則、検体プール検査法による。ただし、検査効率化により、個別検体によるPCR検査とすることは可能とする。	令和3年4月1日～6月30日	期間中に一人当たり計3回の検査を実施する。検査間隔は、流行状況や検査機関の受入可能数を考慮して定める。	3,900	2,000	1,500	400
まん延防止等重点措置分	那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市	①介護サービス事業所・施設（30種別）	同上	同上	令和3年4月12日～5月31日	1～2週に1回を目途	1,300	1,300	—	—
まん延防止等重点措置分	宮古島市	同上	同上	同上	令和3年4月24日～5月31日	同上	135	135	—	—
まん延防止等重点措置分	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	同上	同上	同上	令和3年5月1日～5月31日	同上	190	190	—	—
まん延防止等重点措置分	石垣市	同上	同上	同上	令和3年5月12日～5月31日	同上	70	70	—	—